

議会改革検討委員会記録

1 開会、閉会について

平成28年8月25日午後2時00分、各派交渉会室において開会し、午後2時46分閉会した。（休憩 午後2時26分～午後2時34分）

2 出席委員氏名

沖山 仁 君	加納 進 君	高柳 東彦 君
はら つとむ 君	西村 孝幸 君	とも 宣子 君
中沢 えみり 君	加藤 拓 君	堀 よしあき 君
大瀬 康介 君	井上 ノエミ 君	渋谷 ちしゅう 君
佐藤 篤 君		

3 オブザーバー

議長	副議長
坂下 修 君	じんの 博義 君

4 協議事項

(1) 具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について【意見開陳】

ア 議会基本条例制定のための「（仮称）議会改革特別委員会」の設置

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、次のとおり、決定した。

（ア）（仮称）議会改革特別委員会の運営に当たっては運営協議会方式を採用することとし、分科会方式は特別委員会を設置後に必要に応じて検討する。

（イ）定数は全議員数の半数を上限とし、一人会派の委員割振りは、1人ないし2人とする。

（ウ）委員外の議員は、「委員外議員の発言」の制度を運用し、必要に応じてオブザーバーとして参加することも考える。

イ 今後のスケジュール（案）について

手元に配布した資料について説明し、協議した結果、案のとおり決定した。

(2) 次回の協議事項について

体系図及び自民党案の年間計画表に示された具体的施策に係る本委員会としての検討はすべて終了したことから、これまでの協議内容を報告書としてまとめて、次回、協議することとした。

（3）次回の開会日時について

次回は、10月21日（金）午後1時から開会することとした。

会議の概要は、次のとおりである。

午後2時00分開会

座長（沖山 仁君）

ただいまから第9回議会改革検討委員会を開会いたします。

早速協議事項に入ります。

初めに、具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」のうち、議会基本条例制定のための（仮称）議会改革特別委員会等の設置についてご協議いただきます。

本件は、前回協議した結果、各会派に持ち帰り、改めてご協議を願うこととしておりました。特別委員会の設置については各派交渉会で協議することとなりますが、その前提として、運営協議会や分科会の設置等の考え方を本委員会でもまとめておく必要がありますので、特にその数や役割、議題、人数等をどうするのかといった内容を中心に、順次、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

私どもの会派といたしましては、まずは運営協議会方式をとるということで会派の合意を得ました。運営協議会におきまして議題を整理した上で、特別委員会の中で話し合うということでございます。

そして、特別委員会の人数でございますけれども、おおむね半数程度で、選考方法は予算特別委員会、決算特別委員会と同様に、議席の人数の比例で割り振るという方式がよいのではないかとということで会派としての意見が一致しております。

委員（加納 進君）

事前の打ち合わせをしていないのですが、ほぼ自民党と同じです。やはり運営委員会を設置するべきだろうと思います。具体的には、いきなり特別委員会を設置して議論をスタートといっても混乱するので、議会基本条例の構成や大まかなスケジュールは運営協議会であらかじめある程度論点を整理してまとめておいたほうがいいのではないかと思います。

人数については、今お話があったとおり、基本計画調査特別委員会が19人で非常に多かったようなので、マックス16人でいかがかなというのが会派としての意見です。

委員（高柳東彦君）

現時点で議会基本条例にどういう内容を盛り込むのかとか、どういう内容にしていったらいいのかという基本的な点での議論というのは、まだ進んでいませんから、その辺を一定程度詰めた上で特別委員会で議論する必要があるだろうと。そういった点では、それをどこが担うのかという点で、特別委員会を開く前に詰めるやり方もあるだろうし、特別委員会を設置して、その中で今言われたような運営委員会を設置して詰めていく方法もあるでしょうし、共産党としてはどちらでもいいのかなと思っています。ただ、やはり特別委員会を設置したとしても、今言われたように運営委員会を作って、そこで議事の整理等、どういう内容を検討するのかということは詰めていく必要があるのかなと。分科会方式については、議論が始

まってから、必要があれば検討して設置すればいいんじゃないかと思います。

それから、人数については、おおむね半数程度かなと。この前の基本計画の特別委員会は活発な議論が行われたんだけど、どうしても全員が発言しようとするとうちに一言ずつぐらいしか発言できない、委員会で掘り下げた自由な討議みたいなものは結構制限されたので、やはり半数以内で、全ての会派が参加できるような形で検討したらいいんじゃないかと思います。

委員（西村孝幸君）

今、皆さんのおっしゃられたこととほとんど同じですけれども、この特別委員会を開くに当たって、やはり議論を整理したり、円滑な運営のために運営協議会のようなものは必要だろうと考えています。

また、分科会等については、特別委員会を設置した後に、例えば条例案文を作るという具体的な作業が出てきたような段階に必要なものを分科会として設置していくということで、また議論を深めていく中で必要なものを適時的確に設置していこうということではないかと考えています。

人数についても、やはり一定程度の意見を吸い上げるという機能も必要ですし、また掘り下げるといふ両方の機能ということを考えていきますと、皆さんが言われたように大体半数以内がよいのではないかと会派としては考えております。

委員（堀 よしあき君）

我が会派としては、皆さんのご意見とほぼ一緒ですけれども、やはり運営協議会といいますが、幹事会みたいなものを作って、そこで議論していくことが必要なのかなと思っております。分科会についても、他の自治体の例を見ますと、三つとか、また人数等もこれから議論していかなくてはいけないと思いますので、現状においては運営協議会を設置することで進めたらいいのではないかと思います。

また、人数ですけれども、多くても少なくても、これはなかなか難しいところだと思しますので、やはり半数というのが一定のめどになるのかと思っております。

委員（大瀬康介君）

私は、今日たまたま教育委員会を傍聴していたら、ここの成果が早速現れていまして、そこで何が報告されていたかというところ「参考人招致のときの費用負担の問題が次の議会で議案になって出てきます」という説明があって、その中でも、理事者の答弁ではかなり先進的な試みだそうで、やはりこの場で議論した価値が出てきたと思います。こういうことはどんどん進めていくべきだと思いますし、ほかに先駆けてできるということから考えると、やはり運営協議会を作って、私どもも人数は16名程度がいいんじゃないかなと思います。

委員（井上ノエミ君）

小委員会と分科会の設置については、議会改革特別委員会のメンバーで議論していただく

のが一番よいと思います。したがって、私は必要に応じて小委員会、分科会を設置するという提案でいいと思います。

座長（沖山 仁君）

特別委員会の人数は。

委員（井上ノエミ君）

16名ほど。

委員（渋田ちしゅう君）

皆さんと大体同じですが、運営協議会は、例えば国会でいうと、どの委員会にも理事会があって、理事会で決めて委員会に入るとは思いますけれども、そういう形になるのかどうか。つまり、運営協議会自体はいいと思いますが、運営協議会で協議した内容を、委員会の中で正式に出たときに、その扱いをどうするのかはきちんと決めておかなければならない。あくまで運営協議会は水面下での交渉会であって、それで決まったから委員会に出すというようになってしまうと、運営協議会に入っていない委員は困ってしまうので、そのところもきちんと運営協議会方式で整理をしていくことがいいと思います。

人数については、おおむね皆さんのとおり大体全議員の半数で、高柳委員のおっしゃるとおり全ての会派が入るのが望ましいのかなと。議会の運営することでするので、全ての会派の合意を得た上で進めるべき問題だと思います。

委員（佐藤 篤君）

運営協議会方式ということでは一致ができたと思います。分科会も必要に応じてということであれば、自民党としても乗れると思います。

論点は、人数の部分があったと思います。基本的には半数ということだと思うんですが、全会派でというご意見を聞いていますと、高柳委員と今の渋田委員のご発言かと思いますが、そういう方式なのか。あるいは、我々が申し上げましたのは予算・決算特別委員会と同様に人数比例という考え方で、一人会派の中ではある程度まとまって何人かを出していただくというような考え方ですので、その合意が必要かと思っております。

委員（加藤 拓君）

今の佐藤委員とほぼ同様ですが、基本的には恐らく議会基本条例を作っていくというのは、やはり全ての会派、全議員の一致がないと、なかなかうまく進まないのかなということもありますが、全会派というよりは議会全体で同意した上での特別委員会で結論を出していくという形をとるのであれば、やはり予算・決算特別委員会と同様の方式で人数比例でやってもよろしいのではないかなというのが考え方です。

座長（沖山 仁君）

ほかにご意見はいかがですか。よろしければ、運営協議会方式でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

委員（高柳東彦君）

形式的には、運営協議会を設置するというについては合意できていると。

人数の問題は、議会改革ということでやるわけですから、基本的には全会派参加で。ただ、議会の構成にもよりますよね。一人会派が30もあつたら、全会派でやるということと30人、ほとんどの議員が参加するような形をとらないと全会派参加とならないわけだけれども、墨田区議会の場合は一人会派を含めても八つ。そこはやはり極力全会派から参加できるようにすべきだと思いますので、その辺は、きょう議論して結論が出なければ、もう一回あるから、そこでやるのか、それともまた各派交渉会でやるのか分かりませんが、それは意見として申し上げておきたいと思います。

座長（沖山 仁君）

その辺の問題についても、最終的な形に追い込んできておりますので、できれば結論を出していきたいと考えています。

委員（加納 進君）

具体的には、一人会派の人が3人ですよね。それが3人入るか2人になるかということだと思わんですけれども、その辺に絞って話を進めていただければ。

例えば、人数配分で予算・決算特別委員会方式で割り返していくと、3人を入れたら、ほかの会派はどういう案分になるか、すぐ出ますか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

予算・決算特別委員会の場合は、一人会派の方は1人か2人ということでございますので、3人ということはないです。

委員（加納 進君）

だから、3人の皆さんが入ったとすると、残りを各会派で案分すると、どういう配分になるかというのはすぐ出ないか。

座長（沖山 仁君）

例えば基本計画みたいに18人だとか19人になってしまうか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

一つ参考として申し上げられるのは、先ほど出ました基本計画調査特別委員会では一人会派の方が入って人数割りをしたわけですが、その場合、19人ということになったということです。それが一つ参考になるかと思います。

委員（加納 進君）

ほかの自治体で議会基本条例を作ったところの採決状況を見ると、私としては、できるだけ全員合意をして全会一致で制定するのが望ましいなと思わんですけれども、中には少数会派だけ反対とかという議会もあるんですね。基本的には全会派が参加するのが望ましいとは思いますが、ですから、仮に一人会派の方が3人入ったとして、その分を大会派が1人減員に

なるということに関して了解をしていただけるかどうか、その辺の問題になるんじゃないんですかね。うちはいつも予算・決算特別委員会で3人か4人ですから、うち3人で結構だと思います。

委員（佐藤 篤君）

結局、基本計画調査特別委員会のときになかなかお話が深まりにくかったと。人数が多いという関係で。それも今後に生かすという意味で、我々の反省点にもなったと思うんです。そういうものを生かすとすれば、やはり16人ということで合意できたと思うんです。半数あるいは16人以内程度ということで合意ができました。その中でやはり考えていくべきで、ここは会派の考え方というより私見ですけども、結構、年代や性別によっても、かなり議会改革というのは考え方が違う問題だと思うんです。

そういう意味で考えますと、議会運営は今後各派交渉会の中で会派割りをやっていくと思うんですけども、完全に比例代表的に選出していくというのが一番正しい民意が反映されるのではないかなと私個人は考えております。もちろん、全会一致でやるということは努力を続けなければいけないので、議論自体は16人でやったとしても、そこに入れなかった少数会派の皆さんには何らかの形で、例えばどこかの機会オブザーバーとしてお話を調整するとか、そういうことはもちろんやっていかなきゃいけないと思うのですが、正式な会議体としては16人というのはやはり厳守すべきだと思っています。

座長（沖山 仁君）

今、事務局に資料を見させてもらったんですが、16人と固定をしますと、決算・予算特別委員会で少ない人数を考えて、自民党が6人、公明党が3人、共産党が2人、すみだの絆が1人、民進党が1人、あと墨田オンブズマン、新しいすみだ、民進党墨田の会、これで全部含めると、ちょうど16人になります。

委員（佐藤 篤君）

では、比例配分ではないんですか。

座長（沖山 仁君）

比例配分ではなく、決算・予算特別委員会で少ないほうの人数で計算すると。

委員（高柳東彦君）

今、佐藤委員が触れた、会派の枠を超えて自由闊達に意見交換も必要じゃないかと。それは、そのとおりだと思うんですよね。だから、そういった点ではあまり人数が多過ぎて自由闊達な議論ができなくて、何か形式的な委員会になってしまうというののもいかなものかなと思うので、共産党は今話があった2人ということでも構いません。あとは、一人会派の方でも、出たいのか出たくないのかも聞かないと。議論をするんだったら、参加したいという意向があるのかないのかというのも確認した上で。

座長（沖山 仁君）

今、共産党が言っているのは、予算では3人だったのが、今の話だと2人で結構ですと。公明党は4人だったけれども、3人で見積もったら、それも1人少ない。自民党も7人であったのを6人でよければ、一人会派の皆さんを入れると16人という計算になります。

委員（佐藤 篤君）

そうすると、やはり比例配分の考え方でいくと、やはり割りを食ってしまうのが二人会派の民進党と絆だと思うのですが。2人でも1になってしまうわけです。一人会派の1分の1と、二人会派の2分の1と同じになってしまいますよね。

座長（沖山 仁君）

比例配分でも1、絆と民進は。

委員（佐藤 篤君）

そうでしょうけれども、一人会派の1分の1で「1」と、二人会派の2分の1で「1」というのは、やはり細かく見れば、それはどうなのかと。

委員（西村孝幸君）

例えば自民党が6人だとすると、13分の6ですよね。過半数を切っているわけですよね。公明党も7分の3ですよね。共産党もそうですよね。私たちは、逆に言うと、5割ということで、大きな会派の方よりは比例配分的には少し多く出ていて、逆に、一人の方は丸々1人、100%だったら、それで合意できるかということです。私たちは、私たちの中で絆としてはきちんと意見を集約して会議に臨もうと思っていますので、そこについては了解できと思っています。

委員（堀 よしあき君）

我が会派としても、幹事長とお話ししてみないと分からないのですが、私の考え方としては絆さんと同じで、そこは少人数の会派さんに配慮するのであれば、我々がそこはのまなくてはいけないのかなと思っています。

座長（沖山 仁君）

一人会派としてはどうですか。

委員（大瀬康介君）

皆さんがそうおっしゃってくれるのだったら、頑張ってくださいよ。

座長（沖山 仁君）

井上委員も、浜田委員も頑張ってくださいということでございますので、いかがいたしましょう。

委員（加藤 拓君）

やはり会派の意見を聞かないと、それについては我々も出てくる前に予算・決算特別委員会方式ということで会派の合意を得ていますので、申し訳ないんですけども、会派に持ち帰らせていただければと思うのですが。

委員（佐藤 篤君）

これは考え方なので、私は少数意見を排除しようとか、そういう趣旨で言っていないということをご理解いただきたい、是非少数意見も必ず入れなきゃいけないと思っているのですが、例えば少数会派、今まで予算・決算特別委員会の考え方という、3人当たりで1人から2人ですか。ということになると、3人でお話し合いいただいて、今回、例えば井上委員にこれを託そうとか、渋谷委員にこれを託そうということはできると思うんですよね。

我々会派としてもそれをやっているわけだし、会派間で意見の違うところは代表の方に両説を述べていただければいい。そういうふうには是非していただいて、少数意見を集約するような形にさせていただくと大変ありがたい。我々もその努力をしているものですから。我々も言いたいことを我慢することも、会派でまとめてやっているものですから、その辺、少数会派の皆さんにもご努力をいただいて。少数会派ゼロというわけではありませんので、非交渉会派のところはそこで議論いただいて、まとめていただくという努力も是非していただきたい。そういう意味で、比例代表制をやはりお願いした上で、ただ、何らかの形で意見が拾えなかった部分は運営協議会等で考えていくという方式で是非考えていただきたいんですよね。

座長（沖山 仁君）

この間、副座長とも話したんですが、もしまとまらない結果が出たときに、ではどうするかということになると、両論併記の形をとられてもいいかなと、私どもはそういう打ち合わせもあったんですが、この辺はいかがでしょうか。

委員（加藤 拓君）

そうすると、議会改革検討委員会の意見ということで両論、こういう意見が二つありましたということで各派交渉会に持って行って、そこで諮るといふことの理解でよろしいですか。

座長（沖山 仁君）

そういうことです。

委員（加納 進君）

一人会派の人は、これまでの前の議論を踏まえて、どうですか。3人で話して、先ほどの佐藤委員の意見に合わせて議論を集約するというやり方もあるので、それを受け入れることはできないかなと。それについては、どうでしょうかね。

委員（佐藤 篤君）

そういう考え方もあると思います。それが一番フェアだと思います。

委員（井上ノエミ君）

最初に3人で話して、後で意見を上げます。そういう議論は考えなかったから。

委員（加納 進君）

1人というのは、ちょっと厳しいかな。

座長（沖山 仁君）

そこが分からないね。3人のうち2人になるのか、1人になるのか。

委員（佐藤 篤君）

最大限2人という配慮も考えていいと思いますけれども。その辺までは譲歩できるかもしれませんね。

座長（沖山 仁君）

今お話がありましたとおり、最大限で考えたとしても3人のうち2人になるか、あるいは1人になるか、その辺もまた考えていかなければならない。

区議会事務局長（浜田将彰君）

補足で説明させていただきますけれども、予算・決算特別委員会方式をとるとしても、例えば自民党が6人になるのか7人になるか、それは分からない。公明党も4人なのか3人なのか、共産党も3人なのか2人なのか、これはまだ分かりませんので、その点はご了承願えればと存じます。

座長（沖山 仁君）

一人会派の方々はどうですか。

委員（大瀬康介君）

3人でいろいろと協議したことが今までないから、話がまとまるのかなとか、いろいろと分からないんですよ。答えようがないというか。

委員（佐藤 篤君）

今、ご議論いただければ。

座長（沖山 仁君）

では、暫時休憩しましょうか。

委員（井上ノエミ君）

よろしいですか。

座長（沖山 仁君）

では、10分休憩させていただきます。

午後2時26分休憩

午後2時34分再開

座長（沖山 仁君）

それでは、委員会を再開させていただきます。

一人会派3人で話し合った結果を、代表で大瀬委員からお願いします。

委員（大瀬康介君）

私ども、話し合った結果、やはり議案によって委員を替えていこうじゃないかと。それは、詳しいことは国会で事例があるそうなので、渋田委員から説明いただきます。

委員（渋田ちしゅう君）

例えば、国会では常任委員会ですら必ず毎回、委員の差替えが行われているわけですよね。ですので、地方自治体においてそれができないということはないはずで、議会運営委員会の承認ということで。例えば私たちの中で今回、今日の委員会についてはこの議員が出席いたしますと。ただ、事前に3人できちんと話し合って3人の意見がまとまった上で、3人の代表として、今日はこの委員が出席すると。これは今後、少数会派のためにもなるし、例えば自民党や公明党、共産党、多人数の会派においても、そういうことであれば、今日は当委員会ではこの会派を代表して、この委員が出席されますということは、議運の承認を得て、委員長が議長に言えばいいのではないかと思います。

座長（坂下 修君）

ただ、浜田局長、墨田区議会には定めがないよね。

区議会事務局長（浜田将彰君）

墨田区議会は委員が辞める場合は本会議で承認を得るんです。

座長（坂下 修君）

そうなんです。だから、規則を改正しないといけない。

委員（佐藤 篤君）

国会と規則が違うのかもしれない。

座長（坂下 修君）

規則が違う。今まで差替えは認めていないので、欠席ということになってしまう。

区議会事務局長（浜田将彰君）

委員の交代になりますので。

委員（高柳東彦君）

規定上は、議会開会中であつたら本会議で議決しなきゃいけないし、閉会中だったら議長の承認ということですから、一々そういう手続を踏まないといけない。安易に、次の委員会では誰が出席するということはできない。

座長（坂下 修君）

例えば委員の都合が悪いから、別の誰かというのは認めていない。

委員（加藤 拓君）

特別委員会は定めがない。差替えもないということで、閉会中だったら、議長が辞めさせる。

座長（坂下 修君）

特別委員会は任期もない。前から差替えは言われているんだよね。決算特別委員会でも、例えば、款別によっては得意な人がやったほうがいいんじゃないかという意見も言われている。規則が定まっていないので。

委員（加納 進君）

委員会条例の規定がない。第5条の所属変更は常任委員だけです。特別委員会の委員は同様の規定はないんですね。

委員（渋田ちしゅう君）

規定がないということは、できるということですか。

座長（坂下 修君）

違う。だから、辞めなきゃだめなんだよ。

委員（加納 進君）

選任は本会議ですよ。

委員（加藤 拓君）

特別委員の選任は本会議しか決まりがない。辞めるのは辞められる。

委員（佐藤 篤君）

また新任され辞めていく、それを繰り返す。

座長（沖山 仁君）

そうすると、現状では、今の委員の差替えは少し厳しいのかもしれない。

委員（大瀬康介君）

それでは、その都度話し合っ。それが、議会改革でやってもらいたい。

委員（坂下 修君）

条例改正などで、そういうものができるかどうか。

委員（佐藤 篤君）

だから、誰かが代表して委員になると。仲が悪いわけじゃないから。

委員（大瀬康介君）

誰か代表で出すしかないですよ。

委員（佐藤 篤君）

我々も、会派の中でやっているの。申し訳ないですけども。

座長（沖山 仁君）

3人の中で誰かが代表で委員になるという形によるしいですね。

委員（大瀬康介君）

そうですね。しょうがない。

委員（高柳東彦君）

例えば、1人は委員で、1人オブザーバーとして出席しては。委員以外の委員会の出席というのはできるでしょう。必要があれば、実質的な差替えみたいな形で。

委員（佐藤 篤君）

委員外議員の発言は、会議規則第66条で定められていて、委員長職権ですね。出席を求めて、説明、意見を聞くことができると。必要があると認めるときとして、必要があるという判断を運協でやるといいと思います。一定の仕切りのときにお呼びするということはありかもしれませんね。

座長（沖山 仁君）

この制度を使えば、オブザーバーとして参加いただくことも考えられる。

委員（佐藤 篤君）

例えば、議論が終わって取りまとまった段階でお呼びするとか、そういうことは確かにあるかもしれません。

座長（沖山 仁君）

では、会議規則第66条の解釈をしていただきながら、3人会派は1人代表でとりあえず出ていくということで。

委員（加納 進君）

1人か2人ですね。

座長（沖山 仁君）

1人ないし2人ということでまとめさせていただきたい。

委員（佐藤 篤君）

そのように、各派交渉会で答申していただけるということで。

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議をいただきました内容に基づきましては、検討結果を取りまとめ、議長に報告をさせていただきます。

なお、報告書の案文につきましては、座長に一任を願いたいと思います。

座長（沖山 仁君）

次に、今後のスケジュール（案）につきましてご協議をいただきます。

本件につきましては、お手元に資料を配布しておりますので、その内容について事務局長から説明をさせます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

それでは、今後のスケジュール（案）を事務局で作成いたしましたので、ご説明をさせていただきます。

4月20日の第5回目の本委員会におきまして、公明党から全体のロードマップが提出され、了承されております。その後開かれた各派交渉会でも、その旨、報告がなされているものでございます。そのロードマップでは、第3回定例会から議会基本条例の制定のための特別委員会を設置する計画とされておりましたが、この間の協議状況を踏まえますと、時期の変更が必要と考えたものでございます。

資料の上の段が本検討委員会の流れ、下の段が参考として、定例会をはじめとした議会日程を記載しております。

まず、本日、第9回の本委員会の検討結果につきましては、9月に開催されます各派交渉会に報告をいたします。その後、本委員会の最終報告書の作成調整となるわけですが、今後の議会日程や事務作業に鑑み、若干のお時間をいただきたいと思います。次回の本委員会を10月下旬に開会していただき、最終報告書の内容についてご協議、決定をいただきたいと思います。それをもって本委員会は終了となりまして、11月以降に開会される各派交渉会において最終報告がなされ、（仮称）議会改革特別委員会設置に向けた協議が開始されることとなります。

以上が、これまでの本委員会における検討経過を踏まえた今後のスケジュール（案）でございます。これでご了承いただければ、この後、座長のもとで報告書作成、次回の開会日時等についてご協議を願えればと思います。

以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明につきまして、何かご意見ございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議をいただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告をさせていただきます。

なお、報告書の案文につきましては、座長に一任を願います。

座長（沖山 仁君）

本日の協議をもちまして体系図及び自民党案の年間計画表に示されましたとおり、具体的施策に係る本委員会としての検討は全て終了いたしました。つきましては、これまでの協議内容の報告書をまとめて次回ご協議いただきますが、何かご意見がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、そのように取り扱うことといたします。

本日の協議事項は以上でございます。

座長（沖山 仁君）

次に、次回の開会日時についてであります。いかがいたしましょうか。

委員（加藤 拓君）

10月下旬だと、ちょっと間も空きますので、座長のほうで日程調整していただければと思います。

座長（沖山 仁君）

座長案として、10月21日に決算特別委員会がありまして、これは午前中に終わりますので、午後に第10回目を開きたいと考えております。報告書の作成の準備もあるものですから。

委員（高柳東彦君）

事務局として時間をいただきたいということだったのでしょうか。だから、下旬というのは、今の21日以降であれば事務局的には問題ないと。

区議会事務局長（浜田将彰君）

問題ありません。

委員（高柳東彦君）

分かりました。うちはいいですよ、21日で。

座長（沖山 仁君）

ほかの方、よろしいですか。

委員（西村孝幸君）

何かハプニングがなければ午後1時でということで、仮の決定でよろしいですか。

座長（沖山 仁君）

結構でございます。10月21日金曜日、午後1時からということで予定させていただきたいと思えます。

なお、次回ご協議いただきます報告書について、改めて開会通知はいたしませんので、さようご承知おき願います。

次回ご用意いただきます報告書につきましては事前に配布させていただきますので、ご意見等がある場合は、あらかじめ指定する日時までお出しいただきますようお願いを申し上げます。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

以上で第9回議会改革検討委員会を閉会いたします。

午後2時46分閉会